

平成21年度 文部科学省税制改正の概要

平成21年1月

文部科学省

平成21年度税制改正大綱における文部科学省関係の税制改正の概要は以下のとおりです。

要 望 事 項	
教育、文化芸術、スポーツ、科学技術・学術の振興	
(1) 寄附税制の拡充	【所得税、相続税】
(2) 人材投資促進税制の延長	【所得税、法人税、住民税】
教育費負担の軽減	
(1) 家庭の教育費負担の軽減	【所得税、住民税】

要望内容と結果

教育、文化芸術、スポーツ、科学技術・学術の振興

(1) 寄附税制の拡充

【所得税、相続税】

<要望内容>

【所得税】

個人の寄附税制のうち、所得税について、所得控除される寄附金額の上限を所得の50%まで引き上げる。

【相続税】

相続財産を大学等に寄附した場合に、寄附者に優遇税制の効果を集中させる制度に改めるとともに、寄附金の全額を税額控除とするなど、現行の制度よりも相続財産の寄附が活発化し、民間資金を活用した教育等の振興が図られるよう、税制上の配慮を行う。

<結果> 認められず

※ 寄附金税制については、「21年度税制改正大綱」において、その「あり方を総合的に検討する」とされた。

また、行革本部が全省的に要望していた「独立行政法人に対する寄附金に係る指定寄附制度の創設」について、「21年度税制改正大綱」の中で、「試験研究などを目的とする独立行政法人を指定寄附の対象とする措置については、その事業実態を見極めつつ、対象となる法人の範囲等について、平成22年度税制改正に向けて具体的に検討する。」と明記された。

(2) 人材投資促進税制の延長

【所得税、法人税、住民税】

<要望内容>

中小企業者等について、労務費（給与、健康保険料、教育訓練費等）に占める教育訓練費の割合が一定水準を超える場合に一定割合を税額控除する制度について、2年間適用期限の延長を行う。

（経済産業省等との共同要望）

<結果> 2年間の延長

教育費負担の軽減

(1) 家庭の教育費負担の軽減

【所得税、住民税】

<要望内容>

家庭の教育費負担の軽減が図られるよう、現行の特定扶養控除制度について、教育費を勘案した新たな上乘せ措置を講じる。

<結果> 税体系の抜本的改革を行う際に検討する